

## 第 232 回長野県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和元年 7 月 18 日（木）13 時 30 分から

2 場 所 長野合同庁舎 504 号会議室

3 出席者

内水面漁場管理委員 12 名

漁業者代表：富岡 道雄、古谷 秀夫、梅戸 洋、佐藤 みつ子

採捕者代表：小澤 哲、金井 恒一郎、水谷 博

学識経験者：平林 公男、竹原 文子、桐生 透、高田 啓介、酒井 美月

水産試験場：川之辺主任研究員

事務局：小林書記長他 3 名

4 会議事項

- (1) 遊漁規則の変更について
- (2) コクチバスの調査研究による再放流について
- (3) 野尻湖における逸出魚の監視について
- (4) その他

会長挨拶 議事に入る。

平林会長 議事に入る前に、議事録署名人の指名を行います。本日の議事録署名委員は、金井委員と酒井委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従って議事に入りしたいと思います。

本日最初の議題ですが、知事から諮問のあった「遊漁規則の変更について」です。北信漁協、姫川上流漁協、志賀高原漁協、天竜川漁協、木曾川漁協の 5 つの漁協から遊漁規則の変更について出てまいりましたので、一括して事務局から説明をお願いして、それぞれの漁協ごとに御質問、御意見等をお聞きしたいと思います。

それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 資料 1 により説明

平林会長 それでは、5 つの御説明をいただきましたので、ひとつずつ審議をしてみたいと思います。まず一番目、北信漁協の現場賦課金の額の変更についての申請ですが、この件について御意見あるいは御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

小澤委員 変更理由書の中にある遊漁券の販売所数という数ですけれども、今年度、全体に 19 店舗のうちコンビニは 5 店舗とあります。私も釣人ですけれども、釣り人は朝、夜明けと同時にという、おそらく 5 時とかもう少し早い時間から行動を起こすんですけれども、幸いにもコンビニは 24 時間営業ということで、釣り券を買うということについての条件については全く問題がないですけれども、19 から 5 を引いた 14 店舗の営業時間等が何時からなのかということについて、おわかりでしたら教えていただきたいのですけれども。

事務局 コンビニ以外の営業時間を現状では把握しておりません。コンビニが24時間ということなので、釣りのお客様に対して不利益にはならないと考えまして、現場賦課金を上げるような申請で御審議いただくような形と今回なりました。

小澤委員 今申し上げたように、釣り人の行動時間というのは早朝早い時間から行動するというのですが、この理由書の一行目に遊漁券不携帯で釣りをする人の目撃情報が増えているということが記されております。マナーの問題等もあるかと思いますが、まず、遊漁券を販売している店が非常に少なくて見当たらない、やむなく買えないで現場に立ち入ってしまうというケースが多いような気がいたします。現場賦課金を1,000円に増額するというについては異論ありませんけれども、その前に、まずこのコンビニ5店舗というのは、北信漁協関係のアクセスといいますか、エリアの中で少ない数のような気がしますので、やはりコンビニの数をもっと増やすという努力をするということを条件としてお約束いただいた上で、賦課金を1,000円にするということであれば納得できませんけれども、ただ、今現状のこの理由だけでの増額については納得できないと申し上げたいと思います。

平林会長 今、小澤委員さんが御指摘いただいたことは6ページの変更理由書のところに記載してあります。これを変更するにあたって、変更理由書の一番上からですが、真ん中あたりですかね、「24時間営業しているコンビニエンスストアの遊漁券取扱店舗を増やし遊漁者の利便性を図っているが、今後も遊漁券の取り扱い店舗を増やすとともに、現場賦課金を増額することで、・・・」というふうに書いてあるので、漁協さんとしてはできるだけ釣りに来られる方の利便性というものについては、今後も努力していくというふうに宣言はされておられます。小澤委員さんの御心配については、ただ現場付加金を上げるということではなくて、ここに書いてあるとおりで、「より利便性を上げていく」ということが条件で出しているという様に理解しております。

事務局 そのような形で増やしていただくというようなことと、一番下のほうにありますが、令和2年3月1日からとして周知期間を十分に確保するような形で申請が出ておりますので、こちらのほうも今期の遊漁期間中に釣り人にこのような形になるという周知を、買える場所をしっかりと周知するような形でやりたいというような形になっておりますので、通していただければと思います。

小澤委員 極論を申し上げますけれども、通常の釣り具店等の営業時間等を鑑みただ中で、釣り具店等での遊漁券の販売はなくてもいいと思います。もっとコンビニの遊漁券の販売店舗を増やすということを確約、増やしたいという努力目標ではなくて、何店舗にするという確約を是非とった上で承認をするということをお願いしたいと思います。

平林会長 いかがでしょうか。「確約を取ってと、何店舗にする」ということなんですけれど、事務局のほうでも、できることとできないことがあると思うので、コメントをいただけますか。

事務局 今のところ確約を取れるということの、北信漁協との間での話というのは全くしていない状態で本日を迎えております。もし、お認めいただけないような場合でしたら、次の漁場管理委員会までにこれを何店舗にするという約束をしていただくということになるかと思いますが、そうすると今度、周知期間がなくなっていくということと、あと14ページ

を御覧いただければと思うのですが、平成 23 年から現場賦課金の指導基準ということで、農政部と漁場管理委員会のほうでお諮りして基準を決めている中で、額は 1,000 円を限度とするということで、ここまでは認めましょうというような形の話になっておりますので、そこを勘案していただければと思います。あと 15 ページの参考資料のほうも見いただければと思うのですが、実際、遊漁券を買えない状況というのものもあるのですが、知ってても買わないというような状況もかなり多くなってきておまして、これに対して漁協さんもかなり苦慮されているというような状況があります。なので、できるだけ周知をして買える場所をしっかりと案内することで、事前にこの 1,000 円を払わなければいけない状況というのをなるべくなくすという形でいくのが、釣り人にとっても漁協さんにとっても、お互い余計な心配をしなくて済むと思いますので、この指導基準と漁協さんが苦慮しているという状況を加味して御審議いただければと考えます。

小澤委員 先ほど 1,000 円に上げることについては、異論ありませんと申し上げたとおり、1,000 円に上げることについては承認しておりますが、ぜひそういう中でお願いをしたいということ、それから 16 ページ以降に志賀高原漁協がオンライン販売ということで遊漁承認証の新設ということで出ておりますけれども、今の時代でするので、店舗での販売ではなくてこういったことも他の漁協さんも是非取り組んでいただいて、できるだけ早くにオンライン販売等を整備していただくことを希望したいと思います。

平林会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

水谷委員 採捕者の立場でするので、小澤委員の意見に同感でございます。先日も愛知県にありません川に入りましたが、コンビニも何もないというところで、どうしようと思ったら、たまたま人家がありますのでネットはつながりましたので、ネットでつりチケで買うことができました。非常に便利ですぐその場で買えますので、そういった意味でぜひこれを広めていただきたいとともに、これまでお店ではなく個人のお宅で遊漁証を売ってるところは結構昔からあったと思いますけれども、そういうところで買ったときに、はっきり言って気持ちよく買えたことが一度もないんですよ。めんどくさそうにお金を取りあげていくという感じで、売ってやるぞという態度も見えたりして。それよりもオンライン販売とか、もう一つですね、遊漁証が必要だという認識が出ておりますけれども、こんなに高いのかなと。私自身初めて釣をするとき知りませんでしたし、ついこの前も若い人にテンカラを教えたんですけれども、遊漁証がいるということを全く知りませんでした。こういったことについてもっと大々的に、川に入るにはこういう券が必要だということを周知することをお考えいただけるとありがたい。よろしく申し上げます。

平林会長 そういう御意見です。事務局で何かコメントありますか。

事務局 遊漁券を購入されない方がいらっしゃるということで、もちろん知らない方もいらっしゃると思います。そういうことで実際、現場監視員の方とのトラブルとか苦情なんかもあります。でするので、できるだけホームページを持っている漁協さんというのはある程度、半数以上は持っているんですが、実際、必要な情報が掲載されているかという不十分な部分はかなりあるということで、一斉に必要な情報を、一括して見られるような形のを何とか作れるような形で周知をしていくという努力は、もちろんしていく必要があると考えております。

平林会長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

金井委員 私も採捕者という立場からちょっと一言だけ言わせていただきたいと思います。まず、両委員おっしゃられたとおり、やはり今オンラインというのは必須ではないかと思われる。いろいろお金がかかることも重々承知しておりますけれども、まずそこをクリアにさせていただきたいというふうに思うこと、それと、我々も一方的にお願いするというばかりでなくて、釣り人のモラルという面から考えてもですね、確かにモラルの悪い人たちがいるのも確かです、ゴミとかそういう問題のマナーに関しても悪いと思われる人たちがいるのも確かです。我々のほうも釣り人に対してですね、ことあるごとにそういう教育をしていくということも、ここでちょっとお約束させていただいて、それと引き換えといいますと語弊がありますがけれども、何とか釣り人に温かい環境を作っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

平林会長 ありがとうございます。他に何か御意見などはございますか。

桐生委員 さっきの小澤委員さんの話は納得できるんですが、姫川上流のコンビニの数ですね、これ地図で見ると、国道沿いが約30キロくらいあるんですけど、そのあたりにコンビニが何軒あるのか、これから増やすとっているけどそのうち可能性があるのは何軒なのか、そういう資料があればもう少しわかりやすいんじゃないかと思います。既に交渉してるところもあると思いますけど、前聞いた話ですと、コンビニは各店舗では判断できないので、すべて本部へ伺いを立てて、釣り券の販売を承認してもらおうと聞いたんですが、ですからそういう動きがどのくらいの店舗できているのかという情報も一緒にあれば、もう少し納得も深まるのではないかというふうに思います。

平林会長 ありがとうございます。これ、事務局の方で今のようなことは調べることは可能ですか。

事務局 漁協さんのほうに、エリア内にどのくらいコンビニがあるうちのどこで扱っているのかということと、あとコンビニを増やすと言っているの、どこと交渉しているのかというあたりは聞き取りを行って、次回御報告できればいいかと考えておりますがいかがでしょうか。

平林会長 よろしいでしょうか。先ほどこれからオンラインのことも出てきますけれども、少しそのオンラインの情報も集めたり、現在、コンビニ側で実際どのような形で取り組んでおられて、どういう形で販売いただいているのか、そういった情報を集めていただいて、現状をきちんと把握することが大事かと思えます。こうした情報が集まりましたら、ここへ出していただいて、それをもとに少し議論したらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。せっかく小澤委員さんからもそういう御意見をいただきましたので、そういうような形にしたいと思えますけれども、よろしいですか。

それでは、今の件は、宿題とさせていただいて、ここでまた御議論いただくようにしたいと思います。

それでは先ほどの北信漁協の現場賦課金の額の変更についてというところですけども、この内容については諮問の内容のとおり許可して差し支えないということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。御異議ありませんでしたので、申請のとおり許可をしてよいということで答申をさせていただきます。

それでは二つ目ですけれども、姫川上流漁協の現場賦課金の額の変更、これも先ほど出てまいりましたので、いいかと思いますが、先ほどの議論と一緒にですが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは姫川上流漁協の遊漁規則変更申請につきましても、諮問内容のとおり許可して差し支えないということで決めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは三つ目ですけれども、志賀高原漁協の遊漁承認証の様式の変更とオンライン販売導入に伴う遊漁承認証の様式の新設及び遊漁料の変更についてということで、御説明いただいた件でございます。何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

桐生委員 オンライン販売のための費用の内訳というのがあるんですけども、遊漁料にそれを乗せるには、オンライン販売のシステムとか運用費用が増殖費用として認められているのか、その辺は水産庁の考えはどうなんでしょうか。

事務局 その部分は把握していないところです。実際、販売手数料というのは払わなきゃいけない部分がありまして、漁協の収入にはならないという部分があるかと思えます。コンビニ販売のほうでも実際には手数料をコンビニ側に払っているという実態は把握しておりますので、その部分がどう増殖に反映されるかは宿題にさせていただきます。

桐生委員 オンライン販売については私はいいと思うんですよ。2番目の遊漁料の値上げにこれを反映させていいのかと、そのところの判断が、おそらくオンライン販売が全国で広まっていますので、水産庁も考えを持っていると思うんですが、これが直接、増殖事業として認められるかどうかという判断をお聞きしたい。

平林会長 17ページの遊漁料の値上げと書いてある変更理由の後半のところに、一文を入れるか入れないかということかと思いますが、前半のほうは消費税10%云々と書いてあります。それに加えてオンライン販売を開始するにあたりという一文がついているんですけど、こういう理由でいいのかなのかという御質問だと思います。事務局、いかがでしょうか？

事務局 こちらは調べさせていただきたいと思えます。他のところでやってる状況とか調べて御報告させていただきたいと思えます。5%から10%になる部分が、5%分なので残りの部分がシステム関係の部分の値上げということになりますので、こちらは調べさせていただきます。

事務局 お手元の資料19ページに、新旧対照表が付けてございます。現行いわなで、例えば年券で3,000円で、それを消費税10%となると3,300円に上げますよという形になっています。この説明の中で、一番初めの説明にあったように、消費税8%増の時に上げなかったこともあって、10%に上がったときにその分の相当額も含めて上げたいということも今回の理由の一つとして入っていますので、その部分を勘案してこの部分の値上げをするということも考えても説明はつくのかなと。加えて先ほど説明がありました、水産庁としてオンラインの部分の経費についても加えていいかどうかということは、改めて私どものほうで確認させていただきますけれども、消費税の増額に伴うもので上げるということで、そのことを理由として認めていただけるということであれば、今回の申請について協議いただいて、もし後段の部分のオンラインに伴う費用の増加に伴う部分のところが水産庁に確認

して、ここは不可だという話になれば、この部分を削るということを前提として、お認めいただけるかどうか御検討いただけないかというふうに思いますがいかがでしょうか。

平林会長 ありがとうございます。そういう案ですけれども、いかがでしょうか。消費税分上がるので、ということですが、前回上げていないので、今回また10%に上がるので、上げたいという理由です。後半の方はペンディングにしておいていただいて、問題があるようでしたらここ削除していただきますし、特に問題がないということであればこのままの形で進めるということですが、いかがでしょうか。何か御意見があれば出していただければと思うのですが。

竹原委員 今会長がおっしゃられたように私もそのとおりだと思います。ただ、以降たぶんオンラインというかネットをつなげたというような販売にしよ、どんどん増えてくるんじゃないかと思しますので、一応聞いてみて大丈夫だったらそのままにするっていうやり方ではなくて、別でネットの場合でもOKであるとか、そういうのをきっちりやはり調べておいていただけたらと思います。

事務局 オンラインについてはそのような形で整理させていただきたいと思います。あと、申し遅れたところですが、遊漁料の審査基準というのが平成21年に農政部長通知ということで、漁場管理委員会の遊漁者代表の方と漁業関係者と学識経験者のほうで遊漁料の審査基準というのを作っておりまして、組合員の賦課金とバランスを取るということで、組合員の賦課金の2.1倍以内に収まっていれば、基本的には、認めようという基準もありまして、組合員の賦課金が現在2,000円になっております。値上げ後の年券が3,300円なので2.1倍以内に収まっているということと、日釣り券は年券の4分の1以内に収めるということで、こちら4分の1以内に収まっているということで、審査の基準的な理由からすれば基本的に認めていただける範囲になっているということで申し遅れましたが、その理由もでございます。

古谷委員 17ページのオンライン販売のための費用内訳欄の一番上の初期導入費用(初回のみ)、これいくらなんですか。

事務局 調べさせていただきます。

平林会長 いますぐわかりますか。

事務局 後で回答させていただきます。

平林会長 志賀高原漁協のところを調べていただいて、その結果を踏まえて承認いただくかどうか決めたいと思います。天竜川を先にやりたいと思います。

天竜川漁協の遊漁規則の変更申請につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

桐生委員 変更については異論はないんですが、前回も私言ったと思うんですけど、中部電力からのお願いであれば、中部電力が遊漁承認証に挟んで早くできるようなものを自分で作ったほうがいいんじゃないかなというふうに思ってます、今でもそう思ってます。中部電力だけじゃなく、例えばどこかの団体がこういうことも入れてほしいなというような、

そういう対応でないと対応しきれないと思うんですね。だから、印刷はお願いするほうが作ってくださいねというほうがいいんじゃないかと思います。配布は当然遊漁承認証と一緒にね。

事務局 前回もいろいろ御意見があった部分だと思うんですが、これはこれで記入するというのと、あと電力会社がどのような形で注意喚起等を実施しているかという中で、前回も資料でお出ししているところなんですけど、33ページの電力会社がこのような形で、独自にチラシも配布している電力会社さんもありますし、パトロールでお伝えしている状況等もございまして。釣り券と併せてチラシ等を配布するということになりますと、今度、販売する側と電力会社が直接、例えば、コンビニに行って漁協遊漁券売るときと一緒にこれもつけてくださいという形になろうかと思われまして。おそらくそこまで行くと漁協の遊漁券とは別の案件になろうかと思うんですが、遊漁券のほうは遊漁券でこういうふうにということで、電力会社のほうはそれ以外で様々な形で周知していただいているということで、釣り券は釣り券でそれによろしいんじゃないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

平林会長 桐生委員さんどうですか。これは、見解の違いですね。これは、議論しても、なかなか収束させるのが難しい気がしますが。

桐生委員 別にそんな厳しく言うつもりはないんですけど、やっぱり主体が主体的にやるべきじゃないかというふうに思ったんですけど、漁協のほうで販売に手間がかかるようなことがあれば、仕方がないかなと思います。本来はこうやって管理員会で諮問受けて協議しなければいけないという注意事項を、そう簡単に変えるというのも、かなり面倒じゃないかなと思う。

平林会長 という御意見です。別に配るといって、またそれがゴミになったりする心配もありますね。ただ、桐生委員がおっしゃってることは筋が通っているかとも思いますので、また検討する機会があれば検討していただければと思います。他に何か御意見ございますか。

酒井委員 32ページの現行と改正後のところの確認なんですけど、おそらく中部電力からのお願いとゴミの持ち帰りの部分だけの変更されるんだと思うんですが、書面上です注意事項のところと遊漁区域のところの文言、ちょっと変わってしまっているの、書式としてたぶんちょっと問題がありそうな感じがしますので、これおそらく枠が小さくて入り切っていないとかそんなくらいの話だと思うんですけど、ちょっと正確に大丈夫かどうか確認してもらってください。

平林会長 確かに御指摘いただいた点、違っていますね。これもし違うとすると問題ですよ。違っているところは線を引いてあって、それでここを修正しますってことで現行と改正後があるはずなので、違っているというのは、何か印刷のミスということですか。そうでないと困りますね。

事務局 おそらくエクセルで作ってるものと思われまして、幅が縮まって枠に収まりきらないで、はみ出てる見えない部分に文字が入っていると思いますので、確認させていただきます。

平林会長 ということを前提に、ここは変えないということで御議論いただきたいと思います。  
他、何か御質問はありますでしょうか。

酒井委員 ちょっと一つ戻ってしまうのですが、オンラインのつりチケの時に、オンライン販売だと身体障害者割引が適用されないという部分の文言が書いてあるんですけど、これはシステム上どうしようもないことなんだと思うんですが、どうしようもないことなんですか。

平林会長 天竜川のところやっちゃってしまってから、オンラインのほうに戻りますので、今はちょっと、御意見は止めといてください。

天竜川漁協さんの件で、今のところで何か御意見、御質問はございますでしょうか。よろしいですか。申請のとおり許可してよい旨答申させていただきますが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。そういう形で答申させていただきます。

戻ってよろしいですか。先ほどの志賀高原漁協の遊漁料の承認証の件とオンラインのところですけども、どのようにいたしましょうか。

事務局 19ページの2のアンダーラインの部分で身体障害者割引が適用されないというところなんですけど、つりチケの案内サイトのところなんですけど、「身障者割引、女性割引、敬老割引などの割引を適用したいのですがどうすればよいですか」という質問、Q & Aに対しまして、回答なんですけど、「申し訳ございませんが、現在つりチケでは割引制度に対応しておりません。各漁協指定の販売所でお買い求めください。なお、今後のつりチケに対する機能の要望については随時募集しておりますのでご活用ください」ということで、現状ではつりチケのシステムでは対応できていないということです。

平林会長 酒井委員さん、よろしいですか。では、先ほどの志賀高原の御質問いただいたところで、情報がまとまっていたら、事務局のほうから御報告いただいて、それで進めたいと思います。

事務局 先ほどの志賀高原漁協さんのお話の中で、遊漁料の中にオンライン販売について、費用を遊漁料の中に入れるというお話ですけども、水産庁に確認しましたら、基本的にはオンラインを導入するという事は、手数料等かかりませんので、安くなるはずだ、ということで、遊漁料の値上げにその部分を入れるというのは理解が得られないのではないかと、という回答をいただいております。

事務局 ただ、実際には初期導入費用は、今手元の資料にはないのですが、販売手数料のほうは実際には11.5%かかっているということと、あと去年聞いた話では14%くらいというような資料もございますので、決して手数料がかからないというわけではないです。印刷代とかそういう部分はかからないと思います。

平林会長 ということは17ページの先ほどの後半のところですけど、オンライン販売を開始するに当たりオンラインの設立、維持にかかる費用が発生したため上げるという、この部分は削っておいたほうが良いということですね。

事務局 はい

平林会長 よろしいですか。そういう事務局からの御説明ですけども。

それではそういう見解だということですので、この遊漁料の値上げの変更理由の後半の部分は削っていただく。つまり、「加え」のところから削っていただいて、それを変更理由として認めるということで御議論いただくことになりますけれども、何か御意見、御質問はありますでしょうか。

よろしいですか。あとは初期導入費用の部分を御確認いただいてということになりますね。

事務局 オンライン販売についてはこれからも増加するということが見込まれますし、現状のところについてですね、次回の委員会までに私ども事務局のほうで現状ですとか考え方を整理して、情報として提供させていただくという形で、この場はそういう対応にさせていただいて、前段のほうの部分のところの値上げ理由で御承認をいただくという形で御議論いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

竹原委員 一応、今のオンライン販売云々を理由として消すということになりますと、ただ志賀高原漁協さんが値上げを申請してきたときにはこれも含めての申請というふうに考えられますから、ここの部分を該当しないということで削除しますと、実際の値上げ率っていうのはもうちょっと低くなると考えるのが普通だと思いますが、違うでしょうか。

平林会長 全くそのとおりなんですけれども、どうしますかね。

事務局 単純に消せばそうなるかと思いますが、実際に志賀高原漁協さんも、見回り等もかなり厳しくやっている漁協ですので、おそらく経費も相当掛かっているのだろうと考えます。そこらへんは加味していただいて、何とかお認めいただければと考えているところです。あと補足なんですけど、オンライン販売、つりチケが今、普及しつつあるところなんですけど、オンライン販売やっているところ、実際1社だけではなく他もオンライン販売の業者等も出てきているようですので、そちらも調べて情報提供できるようにしたいと思います。

平林会長 先ほど御説明があったように、「漁協の組合員の人数などを加味して検討したところ、この額は妥当である」という事務局からの御説明がありましたけど、いかがいたしましょう。竹原委員さんのご意見のように、「筋としてはこれで上がってきているんだからもう一度差し戻して、もう一回議論をしていただいて、安くなるようでしたら安くしたらどうでしょうか」ということを、一度、漁協に投げかけるということになるかと思いますが。あるいは、「ある程度妥当な額なので」ということで、ここではお認めいただいて、オンラインについてはまた次回の時に情報を出していただいて、議論するというにしますか。ということかと思いますが、いかがでしょうか。ここの中で決めることなので。

高田委員 次回に改めて案を出してもらって審議するか、オンラインのところだけ削って審議するかという判断をするに当たってですね、私自身の理解を深めさせていただきたいと思うのですが、それは消費税に関することです。私は10月に消費税が10%になるにあたって遊漁券というものは当然価格認定を受けていますから、委員会の承認を受けていますので、それに対してこれまで8%でこれだけの値段とってきたのが、当然値上がりするんだと思っていました。だから細かいお金が発生して各漁協さん大変なんだろうなって思いました。ところが今この資料見ると、5%から8%になったときに上げてないって書いてるんですよ。これは当然その5%から8%になったときに消費税が上がった

わけだから、本体の値段という価格は下げたわけですから、委員会の承認を受けてるはずなんですよ。今回、私実は前回体調が悪くて委員会を欠席してて、その時に審議あったかもしれませんが、消費税増税に伴う各漁協からの遊漁料の価格変更というのがあったのかなあと。これもし私が理解しているとおりと、かなり大変なことが起こってるのではないかと、慎重に審議しなきゃならないことなのかもしれないと思いました。

事務局 私も高田委員さんの話を聞いて、うんと思ったところであります。ただ今回、漁場管理委員会開く前にですね、各漁協さんに、このタイミングで遊漁料を変えるかどうかというのは一応聞き取りをしたところであります。で、今回出てきたのがここだけという形ですので、もしそうなった場合、正味の遊漁料というのは下がることにはなろうかとは思いますが、そこら辺の議論というのは想定しておりませんでした。実際漁協さんの立場とすると、どう考えるかとか、この場でお聞かせいただければ、なおいかなと思うのですがいかがでしょうか。

小澤委員 消費税の話になってきましたけども、消費税が10%になるというのは、まだ、10月1日から実施すると決定をしているわけではないですよ。もし上がらなかつたらどうなるんですか、ということですから、この問題は消費税が10%になったという結果の後にこの漁場管理委員会でそういった話があればやることであって、今ここでは上がるか上がらないかまだ確定しているわけではないので、その必要はないように思いますけども、どうでしょうか。

事務局 志賀高原漁協さんの遊漁規則の改正の案ですが、上がった場合と上がってない場合、両方記載されているという形になっていて、8%だった場合はそのまま据え置きという形で実施したいというふうに出てきておるところでございます。なので消費税について実際にそういう部分というのは今後の法律な部分とかそういう部分、また調べて御紹介できればと考えています。

小澤委員 志賀高原漁協のこの表記の仕方がちょっと疑問なんですけども、消費税の増税は10月1日からですね。そうすると現在遊漁期間中なんですけども10月1日からは禁漁期になりますから、そういう状況の中で8%という表記が、そこに必要かということになるかと思うんですけどもそれはどうなのでしょう。表として両方、上がった場合とそういう注釈がない中でこういう表現の仕方というのが何か違和感を感じますけれども。

事務局 確かにそういう見慣れない表なんですけど、ただ、ここでお認めいただければ、禁漁になる前に周知は可能だということで、私は解釈しております。8%の場合はそのままだし、10%になった場合は禁漁になる前に、看板とかに貼り付けたりして遊漁規則が変わりますということを告知できるかなということで、こういう形になっていると考えております。

平林会長 という御説明です。よろしいですか。他に何か御質問はありますでしょうか。

酒井委員 たぶん今すぐわからないと思うので、あと、先ほどより紹介してもらっている、実際には2.1倍までにとか、あるいは4分の1までにというふうな、今までの議論の経緯の中で、実は消費税が上がった場合にそこを飲み込んで下がる場合にはここにかけなくてもいいみたいなのがもしかしたら申し合わせであったりみたいな都合のいいことはたぶんないとは思いますが、もしそれがあるとそもそも議論はしなくていいはずで、1回

整理して確認をしてもらったほうがいいかなあとと思います。おそらく、事務局側でも認識していなかったことは漁協さん側のほうでもまさか認識はしていないと思いますので、消費税分を飲み込んだからと言って、値段が下がってるからここにかけなきゃいけないと認識されている漁協さんはたぶんないと思うんですよね。今のこっち側で言うとな賀高原漁協さんの書き方もこういうふうにはなっていて認識をしてもらう、認知してもらう時間が稼げるというか、その分も考えてというふうに書いてあると思いますし、それは親切なことだと思いますし、なおかつ、オンライン云々のところ書いてあったけどそもそもこの変更の内容にはそー一切関係なく、消費税分の金額しか加算されていないということですよね。結果的にさっきもう一回差し戻して、どの部分がオンラインの分だったのかというのを確認してもらったほうがいいんじゃないかといいましたけど、今の話の流れで言えばそもそも8%の時はそのままで10%の時5%からの増分、5%からの増分にしては金額がおかしい、10%あがっているのそこはどうかかなということになるんですけど、そういう書き方になっているとすれば、オンラインの部分を消してあれば戻してもう一回申請しなおしてくださいということはいらないのかなと思います。それはむしろ志賀高原漁協さんのほうというよりは、こちらの事務局側で全部がどうなっているかを確認して次回までにこちらで議論ができるようにしておいていただくのほうがいいのではないかなあとと思います。

平林会長 ありがとうございます。今の御意見を吸い上げたいと思うのですが、いかがでしょうか皆さん。それでは時間も経ってまいりましたので、結論を出すように進めたいと思いますが、先ほど後半のほうは削っていただいて、真剣に消費税のことを議論すると様々な問題が出てまいりますけれども、先ほど酒井委員さんがおっしゃっていただいたとおりの理由で事務局のほうできちんと記録に残しておいていただければと思います。ということで進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。志賀高原漁協の漁業承認証の様式の変更とオンライン販売導入に伴う漁業承認証の様式の新設及び遊漁料の変更についてですけれども、諮問内容のとおり許可して差し支えないと答申してよろしいでしょうか。

条件としては先ほどの議論のように「オンラインの件とか、消費税のところも少し遡って見ていただいて、どんなふうな内容で、というところを確認していただいて。」という、先ほどの宿題がついて来ますけれども。

高田委員 今この段階で承認するかしないかということになると、私はできないと思う。それを考える材料として、先ほど言ったようなことをはっきりさせていただきたいと言ったわけ。ひとつ提案のまた提案で申し訳ないのですが、この変更する、希望されている年限が令和2年なんですよね。2年の4月なんで、あと2回あるので、ちょっと今日ここで認めるというのではなく、いかがでしょうか。宿題として持ち越したらいかがでしょうか。

事務局 理由のほうは宿題になる部分はあるかと思いますが、ただ、審査基準のほうで組合員さんとの公平性という範囲の、組合員さんの賦課金の2.1倍以内という部分は特にそちらで問題がないという範囲で収まっているということで、実際、平成21年の時に基準作ったときには、その範囲であれば特別な事情がない限りは認めましょうというような形になっていて、それに加えてこういう理由があるんだというようなところを出していただいて御審議いただいているということなので、基準に照らし合わせればお認めいただけないかなと私は思います。平成21年に漁場管理委員会のほうで検討しまして、農政部長通知という形で基準、現場賦課金の指導基準とセットのような形で出されている基準があるんですが、

そちらのほうも考慮いただければと考えます。

平林会長 あとで議論させていただきます。情報が来てからお諮りしたいと思いますので、木曾川漁協さんのほうを最初にやらせていただきます。

最後の、5つ目でしたけれども、木曾川漁協さんのほうから出ている遊漁規則変更申請について、ということで特設釣場の廃止ということで、削除の申請が出てまいりました。これについて何か御意見、御質問はございますでしょうか。特にありませんか。そうしましたら、木曾川漁協の遊漁規則変更申請につきましては、諮問内容のとおり許可して差し支えない旨、答申することとしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。御異議ないということで申請のとおり許可してよい旨答申させていただきます。

それでは一つ残っていますけれども、2つ目の議題のほうへ進めてまいりたいと思います。議題2ですけれども「コクチバスの調査研究による再放流について」ということで、水産試験場の川之辺主任研究員から説明をお願いします。

水産試験場 資料2により説明

平林会長 2点あります。まずひとつめは、昨年度の調査研究の結果と報告がございます。まずこちらの方で何か御質問であるとか、御意見があれば、お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

酒井委員 5ページところに紹介していただいている調査エリアの一番上No.1から一番下のところの川までの全体の長さってどのくらいですか。

水産試験場 10キロか20キロくらいです。

酒井委員 その中の400メートルというのは、移動範囲としては短いということですね。わかりました。ちなみに今回400メートルしか動かなかったので、その範囲での調査だと思うんですけども、3匹放して、もしもっと広域に移動の可能性があったら、10キロから20キロ、調査をする予定だったんですか。

水産試験場 見つからなければどんどん。

酒井委員 追いかけるということだったんですね。もう一つお願いします。深いところか浅くても礫とかがあったり緩流のところであればいるかもということ、流速というのがいる場所に非常に重要なファクターになるという認識でいいんですか。

水産試験場 はい、そう思っています。

酒井委員 ありがとうございます。

平林会長 川の中には、堰があったり、移動を妨げるような構造物があったりすると思いますがそのような情報はとても重要だと思います。しかし、今の説明では魚の上下移動の細かな情報や説明がほとんどなかったもので、よく状況がわからないのですが、1mくらいのところは越えられない。という点はわかるのですが、そのようなところが、今回の調査地点のNo.1からNo. Dのところまでで、いくつあって、実際、魚がどのように移動できる

か、できないかという情報がないと、判断できないと思うのですが。

水産試験場 赤い標識魚でそういった情報が得られると思って数を放流したのですが、今回、堰堤の下で放流して、堰堤の上でそれがとれたという情報が得られなかったので、この堰堤は越えられてこの堰堤は越えられないという情報はわからなかったということになります。

平林会長 わかりました。目的はそういうことだったんですね。他、何かございますでしょうか。

佐藤委員 放した魚の周りには卵からふ化した小さい稚魚なんかはいなかったでしょうか。前、私が知っているところで、すごい魚が、ため池なんですけれどももいて、何だろうかといって持って来られたことがあって、佐久の水産試験場に持っていったんです。そしたら大きい魚の周りには必ず小さい稚魚がいっぱい張り付いて泳いでるといわれて、見たら本当に親の魚の周りに稚魚がいっぱいいて。それは池を全部干して、水産試験場の皆さんがやってくれて、ため池だったので池を干して。この頃聞いたら、きれいに絶えて1匹も見えなくなったというそういう話があるので、今回放した魚の周りにはふ化した小さい魚なんかはいなかったんでしょうか。

水産試験場 結論から言うといません。というのは産卵期、おっしゃるとおりオスの親が卵からおちびさんになるまで守るんですけれども、それはだいたい1か月くらいといわれています。だから少なくとも6月の終わりくらいには見放しているものなので、私たちが標識した魚たちは、夏以降の魚たちに標識しておりますので、子育ては終わって自分勝手に移動している魚をターゲットに調査したので、今回は稚魚はおりませんでした。

平林会長 全体のプロジェクトの内容がわからないので、県内でやった結果について今の御報告で理解できました。このプロジェクト全体は、これからどれくらいの期間続けて行くのか、また、他県の成果は、オープンになって、情報が共有できるのか。そのあたりはどうでしょうか？県内の河川でも、コクチバスなどが被害を出しているの、国であるとか他の都道府県で得られた成果や情報を共有していただかないと、効率的なコントロールが難しいと思います。その辺のところの御説明をお願いします。

水産試験場 プロジェクトのほうでは3年間の事業でして、今年2年目になります。最終的には駆除マニュアルの冊子を作ろうということになっておりますので、成果物については漁連さん、漁協さんに渡すということにはなると思います。

平林会長 ここでもまた、紹介していただけるという可能性もあるということですね。

桐生委員 今回の調査結果には直接関係ないんだけど、国の事業でやる中で産卵場とかふ化稚魚を分担する機関が長野県はやってないですね。

水産試験場 やっています。

桐生委員 では産卵場の特定と稚魚の生息場所も併せて聞かせてもらえると、今じゃなくていいので。

水産試験場 実際にはやっていますね、昨年も天竜川でこういったところに産卵場が分布しているのかっていうのをプロットして、結果については漁協さんにもお話をしていますし、国の報告会でも報告しています。

平林会長 では後半のほうの話ですが、今年度、今説明ありました県の水産試験場が行うコクチバスの再放流解除申請につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。もし、特に問題がないということであれば、また再放流解除申請ということですので、放流を解除していただいて、継続して調査研究やっていただくこととなりますが、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

水谷委員 このような研究を労力をかけてやられると思いますけれども、コクチバスによる被害というのは一般の釣り人はなかなかそれが伝わってこないですね。ですから釣り人の中にはバスはある程度増えれば在来魚とバランスするんだから両方、と、とんでもない意見もでてきている。もう少しこういう結果をそういったところで公に伝えるように利用していただけるようにというお願いですが。

平林会長 よろしく願いいたします。ほかに他に何か御意見、御質問はございますでしょうか。解除申請のほうですけれども。よろしいですか。それではないようですので本件について申請を認めるということで決定したいと思いますのですが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは議事を進めてまいります。次に三番目ですけれども、野尻湖における逸出魚の監視について事務局から説明をお願いします。

事務局 資料3より説明

平林会長 今御説明いただきましたように、野尻湖における逸出魚の監視についての御報告でした。何か御意見、御質問はございますでしょうか。

竹原委員 この野尻湖の関係というのはずっともう長いことここで報告が上がってきてはいるんですけども、たぶん皆さん、現場がどんなふうかって御覧になった方は少ないんじゃないかと思います。ですからお願いなんですけど、もし機会がありましたら、やはり現場を見るような形、取れたらいいんじゃないかなと思いますけれども。

平林委員 そういう御提案ですけれどもいかがでしょうか。

事務局 現場、どのような形で見ていただければいいかというのを、こちらのほうでも考えさせていただきます。一番わかりやすいのは調査の時に来ていただいて、一緒に見学していただくというのが一番わかりやすいのではないかなとは考えております。この時期、台風が来たりで予定日からずれるようなこともありますけど、2回、8月10月とありますので、ちょっとこちらのほうで会長さんとも相談しながらという形で、見ていただけるかやりたいと思います。それから来られない方もいるかと思っておりますので、次回スライド等で説明、こういう場所ですよということができるようにも考えていきたいと思っております。

桐生委員 捕まった場所は監視場所3ということなんだけど、管理作業というのは装置1、2、

3すべて一緒に開けてごみを流すんですか、それとも1枚ずつですか。

事務局 一緒に見たわけではないのですが、一人で毎朝やっていただいているところで、順番にやっていると考えます。同時に全部開けるということはできませんので、逸出しないような形でごみを払っていくというような作業になります。目視でも監視していただいているという状況です。併せてその上の2つの用水路も併せてやっていただいております。

平林会長 ほかに何かございますでしょうか。それでは特に御意見、御質問ございませんので、先ほど竹原委員から御要望が出ましたので、事務局の方で、御検討いただきたいと思えます。特になければ今のような形で、野尻湖の漁協さんに引き続き監視をしっかりとやっていただき、逸出しないように努力いただくということをお願いしたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、先ほどのところへまた戻りたいと思えますけれども、先ほどの志賀高原漁協の遊漁承認証の様式の変更とオンライン販売導入に伴う遊漁承認証の新設及び遊漁料の変更についてというところです。事務局のほうで漁協さんと確認をしていただきました。「どういう理由で」というところをもう一度、事務局から御説明いただいて、それで審議をしたいと思えます。

事務局 それでは資料17ページを御覧いただきたいと思えます。

修正ということで、オンライン販売のための費用の内訳の部分ですけれども、今回、初期導入費用について、ミスプリントがありまして、10万円、実際に初期の導入の経費として10万円の経費がかかると、そのほかにシステムの費用が毎月3,000円と11.5%の手数料がかかるということで、費用が発生しているということは事実としてあるということで、御確認をしてください。それが1点目です。続いて2点目の遊漁料の値上げの部分でございますけれども、今、会長のほうからお話がありましたとおり、志賀高原漁協に確認をさせていただいたところですが、今回の遊漁料の値上げの変更理由につきまして、漁協の収支の状況並びに増殖の計画等を勘案し、必要な額の値上げをするという旨の変更理由で変更させていただくということで、今、漁協に確認をさせていただきました。この内容については、先ほど通知をお配りさせていただきましたけれども、組合員の自己負担額の2.1倍以内であれば基本的には認めるというこの基準に基づいて御判断いただくということで、確認をしていただければと思えます。ただし、先ほどお話がありましたオンラインの部分のところの取扱いが、水産庁の見解、先ほど電話して少し聞いただけですので、もっと詳細な部分について現状どういった状況になっているか、また見解としてどういふふうになっているかということ、次回までに私共のほうで整理して改めてその部分についてはお出しします。加えて消費税の扱いも、前回のところでも同額で保留しましたということになっておりますけれども、先ほど高田委員から御指摘がございましたけれども、変えなかったということは、実際には内税で内部留保といいますか、そういった部分のところで、自助努力で値下げをした、ということになれば本来であれば変更の手続きが必要というようなことの判断にもつながるということもありますので、前回までの3%から5%、5%から8%こういった時の消費税の判断がどういう形で全体として処理されていたかという確認、加えて国の確認も踏まえて、どういう扱いを消費税についてはしていくんだということの整理についても、次回までに事務局のほうでさせていただいて、お出しするということで、今回のところは先ほど申し上げました理由で申請をするという形で御承認いただけるか御議論いただければと思えます。

平林会長 ありがとうございます。ここの17ページに上がっている変更理由ではなくて、今、事務局のほうで説明いただいた理由で、遊漁料の値上げということを御審議いただきたいと思います。漁協のほうからも確認が取れたということでございます。いかがでしょうか。

なお宿題については、今、事務局からお話があったオンラインの点と消費税の点について調べていただいて、また次回、ここへ出していただくということにしたいという御提案ですがいかがでしょうか。

酒井委員 たぶん早く通したい理由もいろいろにあるんだと思いますが、今の内容ですとこちらに提出されている書面には一切書いてないことを口頭で説明されたものに対して承認するかしないかを決めるということになってしまうというのは、いかがなものかというふうには思いますので、手続き上、杓子定規という話が先ほどより出ていますが、やはり1回漁協さんのほうに書面をその形に書き直していただいて、ちょっと遅れてはしまうけれども次回もう一度、その形式でこちらに出してもらおうというほうがよいのかなあと思います。施行日も令和2年4月16日となっていますので、これで何か月か遅れるということになってしまうとは思いますが、施行には間に合う、当初予定する施行には間に合うということだと思いますので。十分内容はわかりました、口頭で説明していただいた内容でおそらく書面が出てきていけば、様式上問題ないという判断になるだろうということも今理解できますが、あえて書面は出してもらわないとなのではないのでしょうか。それが許されると、これ以降、本当に確認して、じゃあ口頭で説明したのでということによってよくなるのではないかと思うので、そのように志賀高原漁協さんのほうにお願いしたいなというふうに思います。

事務局 酒井委員さんのおっしゃることももっともだと思いますので、志賀高原漁協さんのほうにはお手数なことはなりますが、次の漁場管理委員会で再度議論していただくような形にさせていただきます。

平林会長 わかりました。では、そういうことで、また次回もう一度、今のような趣旨だとは思いますが、もう一度文書できちんと出していただいて、ここで御議論いただくということにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは最後のその他ですけれども、何か事務局のほうで。

事務局 事務局のほうでは特にその他は用意しておりません。

平林会長 皆様方のほうから何かございますか。

小澤委員 その他というよりも先ほどの議事(1)に関連することなのですが、お願いです。先ほど事務局から現場賦課金の指導基準というコピーをいただきました。平成23年8月1日に農政部長通知ということで。その(2)のエの(ア)(イ)に遊漁券販売所の増設、販売時間の見直しを行うこと、原則として早朝、深夜でも遊漁券を購入できる遊漁券販売所を設置することというのが農政部長からの通知で各漁協には出ているかと思えます。8年が経過しました。この指導が実際にどの程度実行されているかというのを、数値で今回のこの回までにまとめていただければと思いますが、お願いできるでしょうか。平成23年に、コンビニを例で例えるならば、5店舗だったのが8年を経て15店舗になったとか、そういう数値を漁協ごとに評価して公表いただけるでしょうか、要望です。

事務局 現状どのくらいになっているかというのは聞取りによってできるかと思います。23年時点で何店舗だったかというのは、どこまでできるかお約束はできませんが、現状がどうなっているかまでは、きちんと御報告できるようにしたいと思いますので、それでよろしいでしょうか。

小澤委員 できないことは求めるつもりはありませんけれども、ただ、こういう農政部長からの指導基準ということで通知が出ている以上、現状把握というものはやはり数値化した中で実績、記録として残しておく必要があるのではないかと思いますので、今回を基準の数値とするならば、今後についても指導は継続されていくと思いますので、釣り人の要望を踏まえていただいた中で、実際はこのくらい努力している、増やしているんだということを、やはりお示しいただくことは必要じゃないかと思いますので、よろしく願いします。

水谷委員 前回のこの会だったと思います。木祖村にテンカラ優先区というのを作ったという御報告をさせていただきましたけれども、その後の状況について御報告させていただいてよろしいでしょうか。6月、7月、木曾川漁協さんの中の木祖村の約850メートル間にテンカラ優先区というのを設置させていただきました。6月は比較的順調に進んでおりまして、6月23日に行われました講習会にも50名程度のかかなり多くの方が参加させていただいて、木祖村の観光課長さんたちも大変喜んでおられたのですが、3回目になると思いますが7月の2日に放流、50キロくらいにイwanaを放流されたと思うのですが、その情報をどこから聞いたのか、餌師の方、餌釣の方が入られて100匹くらい一気に釣ってしまった。2人で100匹くらい釣ってしまったというので、テンカラやっている人から会のほうへ苦情が来ました。何のための優先区かという苦情であります。たまたま当日は水が高く、餌釣にはよかったけど、テンカラには条件が悪かったということがありますけれども。区間の設定が餌釣、ルアー、禁止するものではありませんと明確に看板に書いてありますので、当然やめろということも言えないし、テンカラやってる人たちが指をくわえて見てたということなんですけれども、いろんなことで管理していくと思うんですけれども、優先区というあいまいな表現がいろいろな不信感を抱くということなのではないかと思しますので、今後のイベント等にはぜひお考えいただけるとありがたいという報告です。よろしく願いします。

事務局 優先区というのはマナーに訴えるというようなレベルの話になっております。実際には今のところ木曾川漁協さんとか村とかとお話しながらできる範囲でうまく利用していきましようというレベルの話で実施したというような現状になっております。ここから今後どういうふうにしていくかというのはまた漁協さんであるとか、村の方の意向であるとかそこらへんでできるルール化、安全にできるのかお願いでいかざるを得ないのかそこらへんは今後、関係者の皆さんで話し合っていて方向性を出していくというふうなことで、こちらでどうするということがお答えできる状況ではありません。

平林会長 他に何かございますか。よろしいですか。それでは、本日の議事のすべてを終了しました。進行を事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございます。皆様方には長時間にわたりまして慎重に御審議いただきましてありがとうございます。事務局のほうにいただいた宿題もございますけれども、次回

までには整理して提出をさせていただきたいというふうに考えております。以上を持ちまして、第 232 回内水面漁場管理委員会を閉じさせていただきます。大変ご苦勞様でした。

なお、次回につきましては 11 月に予定をさせていただきますので、また改めて御通知申し上げますが、御出席のほうをよろしく願いいたします。

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟